

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			(環境省 7 - ④)									
施策名			目標 2ー1 オゾン層の保護・回復											担当部局名		地球環境局 フロン対策室												
施策の概要			オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。											政策評価実施予定時期				政策評価実施時期		令和 8年 9月								
達成すべき目標			オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。											政策体系上の位置付け		2. 地球環境の保全												
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)第3章、第2節、1. (1)⑤																									
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成									
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度									R10年度								
1		PRTRによる オゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	-	-	減少傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。							○								
						-	-	-	-	-	-	-																
2		業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	-	-	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層保護の観点から市中で使用されているオゾン層を破壊するフロンの回収を進める必要があるため。							ー								
						-	-	42	集計中	-	-	-																
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号									
(1)		フロン等対策推進調査費(平成元年度)	1.2	004768	(5)		ー	ー	ー	(9)		ー	ー	ー	(13)		ー	ー	ー									
(2)		ー	ー	ー	(6)		ー	ー	ー	(10)		ー	ー	ー	(14)		ー	ー	ー									
(3)		ー	ー	ー	(7)		ー	ー	ー	(11)		ー	ー	ー	(15)		ー	ー	ー									
(4)		ー	ー	ー	(8)		ー	ー	ー	(12)		ー	ー	ー	(16)		ー	ー	ー									

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり			
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	測定指標については、R7年度の値が集計中であるためR6年度の値に基づき評価を行い、以下のことから、オゾン層保護・回復について、相当程度進展ありと考える。 【測定指標1】 ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、新規のハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。 【測定指標2】 ○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷した状況を踏まえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【測定指標1】 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和6年までに約90%以上減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。 【測定指標2】 ○低迷する業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率を向上させるため2019年にフロン排出抑制法の改正を行い、2020年4月に施行された。改正後は、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対する直接罰の導入など、関係事業者の相互連携によりフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みとし、都道府県による指導監督の実効性向上も図った。一方で、依然として廃棄時回収率は低迷しているため、改正フロン排出抑制法の施行状況を踏まえた制度整備に向けた検討を進め、廃棄時回収率の向上を図っていく。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたため、改正法の施行状況について中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会において検討を行い、その結果に基づいて必要な対策の方向性を示す。			
		【測定指標】	○測定指標1(PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン))については、適切に測定できていることから、指標を変更しない。 ○測定指標2(業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%))の目標値については、回収率の算出方法の変更があったため、令和8年度43%とする。			
学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> ○有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等を取りまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。 ○中央環境審議会 地球環境部会 フルオロカーボン対策小委員会・産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 フロン類対策ワーキンググループの合同会議での議論内容を排出量抑制政策の検討において反映している。		SDGs目標との関係	【主な目標】 オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらに球温暖化対策計画に基づいて対策・施策を推進し、温室効果ガスであるフロン類の排出量削減を進め、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 関係省庁と連携し、オゾン層の保護・回復のための対策や地球温暖化対策を推進することで、有害紫外線による生態系への影響軽減に起因する多種多様な生態系の回復及び気候変動の緩和が進むこととなり、関連する目標11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15番「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—					